告　示

○総務省・法務省・経済産業省告示第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十九年九月四日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月二十一日

総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　世耕　弘成

1　特定認証業務の名称　ＴＤＢ電子認証サービスTypeA
2　特定認証業務を行う者の名称　株式会社帝国データバンク
3　特定認証業務を行う者の住所　東京都港区南青山二丁目５番20号
4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　F8B8　CA99　194A　6EF9　5A56　950B　F06F　5D02　57A0　DC54
5　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　0318　186E　0CB3　9732　E398　EC26　3326　EE46　D777　6DCE　8B43　09F0　3E9A　8307　6139　A127
6　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　4AE5　28A0　AAB6　A03C　F5EC　A331　AEFA　CFE1　51A9　E80A
7　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　6C31　800F　4685　9C5A　FCDA　F56F　B433　627A　38ED　FB5D　988A　3ADD　9311　367F　8DCE　4C9F
8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　FBAD　9918　BAB2　ADD7　6B8E　B613　F3B4　ECCE　4AFB　57E3
9　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　EFAE　A06B　1225　365C　E7EB　4A6D　A349　52CF　E14F　ABBA　7EF1　C5BD　4E64　45FC　E422　D39E
10　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　5897　2260　24C6　8A59　BE65　38DE　28EE　4614　1FD9　84D1
11　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　2F95　F826　5BFD　A3A5　CC6C　8832　ADC0　7EAF　EACB　9F15　6527　F2DA　2A6A　853F　67900429

○法務省告示第四百四十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年九月二十一日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称
一般財団法人ソフトウェア情報センター
変更前の住所
東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
変更後の住所
東京都港区西新橋三丁目十六番十一号
変更年月日
平成二十九年七月三日

○法務省告示第四百四十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年九月二十一日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　スコット・アラン・ウォーレン
生年月日　千九百六十二年七月九日

○財務省・農林水産省告示第十六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法別表第五第一号の１に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の１に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十四年以下	年一厘六毛
十四年を超え十五年以下	年一厘九毛
十五年を超え十六年以下	年二厘二毛
十六年を超え十七年以下	年二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年三厘

償還期限	利率
十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘一毛
十三年を超え十四年以下	年二厘四毛
十四年を超え二十五年以下	年三厘

改正後	改正前
三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。